

## OSAKA SPORTS GROOVE イベント・サービス事業企画運営業務委託 仕様書

### 1 業務名称

OSAKA SPORTS GROOVE イベント・サービス事業企画運営業務委託

### 2 業務の目的

大阪市におけるスポーツコミュニケーションである舞洲プロジェクト（舞洲スポーツ振興事業）が実施する OSAKA SPORTS GROOVE（以下、「OSG」という。）事業を通して、大阪市におけるスポーツの振興及びスポーツ産業の発展、並びに都市魅力の向上に資すること、また、大阪市と 8 チーム※の連携による魅力的な事業の実施により、大阪市にスポーツの力でヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むことを目的とする。

※セレッソ大阪、セレッソ大阪ヤンマーレディース、クボタスピアーズ大阪、オリックス・バファローズ、大阪エヴェッサ、大阪マーヴェラス、レッドハリケーンズ大阪、サントリーサンバーズ大阪

本業務は、ファミリー層を主な対象として、スポーツ体験イベントを実施することにより、スポーツおよびプロスポーツチームへの認知度・好感度の向上を図り、将来的なスタジアム・アリーナ等への来場意向の喚起につなげることを目的とします。

あわせて、親子でスポーツに触れ、楽しむ機会を創出することで、スポーツを身近なものとして感じてもらい、スポーツへの関心醸成を図ることを目的とします。

### 3 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日

### 4 履行場所

主に大阪市内において発注者が指定する場所及び受注者において確保する場所。

### 5 業務内容

#### （1）OSG フェスタ（仮称）企画・運営業務

本業務は、スポーツ観戦未経験のファミリー層を主な対象として、8 チームが一堂に集結し、スポーツ体験イベントを実施することにより、スポーツおよびプロスポーツチームへの認知度・好感度の向上を図り、将来的なスタジアム・アリーナ等への来場意向の喚起につなげることを目的とする。

受託事業者は、本事業が単なる体験機会の提供にとどまらず、参加者の意識変化を生み出すことを重視した取組であることを十分に理解したうえで企画を提案すること。

イベントの企画にあたっては、次の点に留意すること。

ア ターゲット設定

- ・主なターゲットは、プロスポーツ観戦未経験のファミリー層（親子）とすること。
- ・年齢層や家族構成等を想定し、初めての参加者でも安心して楽しめる内容となるよう配慮すること。

イ 開催時期・会場条件

- ・本イベントは、3月上旬に「グラングリーン大阪ロートハートスクエアうめきた」での開催を想定して企画提案を行うこと。
- ・発注者の都合により当該会場を確保できなかった場合に備え、代替会場での実施案を併せて提案すること。
- ・代替開催の場合は、9月開催を基本とし、季節や会場特性を踏まえた内容・運営方法を示すこと。
- ・屋外・都市型空間での開催を想定し、天候対応、安全管理、導線計画等について具体的に記載すること。

ウ イベント内容

- ・プロスポーツチーム8チームが参画することを前提に、親子で参加・体験できるスポーツプログラムおよび関連コンテンツを提案すること。
- ・複数競技・複数チームが同時に参加する中でも、来場者が分かりやすく、回遊しやすい構成・導線となるよう工夫すること。
- ・観戦未経験者が競技やチームに親しみを感じられる内容とし、スポーツへの心理的ハードルを下げる取組を盛り込むこと。

エ 認知度・好感度向上に向けた工夫

- ・イベントを通じて、プロスポーツチームや競技に親しみを感じてもらうための工夫を具体的に提案すること。
- ・8チームそれぞれの特色を活かしつつ、イベント全体として一体感のある演出・情報発信となるよう配慮すること。

オ 来場意向の喚起につながる設計

- ・イベント参加後に、スタジアム・アリーナでの観戦をイメージできるような体験・情報提供を盛り込むこと。
- ・家族での観戦行動につながる導線やきっかけづくりについて、企画意図を明確に示すこと。

カ 次のとおり協賛獲得に係る業務

- ・広告協賛、ステージ協賛、イベント協賛等の有効な協賛の獲得に努めること。  
なお、協賛の獲得にあたっては、舞洲スポーツ振興事業実行委員会事務局運営関連業務委託受託事業者と連携すること。
- ・協賛等にあたり、必要に応じて協賛者と協議、調整を行うこと。なお、協賛獲得に

係る費用は、協賛金額の範囲内で賄うものとする。

- ・各事業について、別途協賛企業がある場合は、実施にあたり協賛社の権益等の内容を反映すること。(例：イベント会場での協賛社ロゴの掲載など)

## (2) キッズスポーツアカデミー企画・運営業務

8チームが一堂に会し、種目の壁を越えて、普段スポーツをしない子どもたちにその楽しさを実感することができるスポーツ体験事業を企画・運営すること。

### ア イベント回数

1回3種目以上を2回以上

### イ 実施種目（対象チーム）

- (ア) 野球（オリックス・バファローズ）
- (イ) バスケットボール（大阪エヴェッサ）
- (ウ) ラグビー（レッドハリケーンズ大阪）
- (エ) サッカー（セレッソ大阪、セレッソ大阪ヤンマーレディース）
- (オ) バレーボール（クボタスピアーズ大阪、大阪マーヴェラス、サントリーサンバーズ大阪）

### ウ 事業実施期間等の設定

#### (ア) 1回目実施日

日程：令和8年8月22日（土）

会場：東成スポーツセンター（大阪市東成区）

※会場は前日令和8年8月21日（金）15時から使用可能

※実施日は都合により変更する場合がある。

※会場使用料については受注者の負担とする。（約8万円を想定）

#### (イ) 2回目実施日

日程：令和9年2月11日（木・祝）

会場：おおきにアリーナ舞洲（大阪市此花区）

※会場は前日令和9年2月10日（水）17時30分から使用可能

※実施日は都合により変更する場合がある。

※会場使用料については受注者の負担とする。（約36万円を想定）

### エ 実施時間

1回あたりの時間は、午前に2時間～3時間、午後に2時間～3時間を想定

### オ 参加者応募受付等

参加者の応募受付及びその後の連絡調整をすること。

### カ 定員

1回あたりの定員は200名（午前100名、午後100名）を目安とし、可能な限り多くの参加者が参加できるよう設定すること。なお、申込みが定員を超過した場合は、抽選等公正な方法により選定すること。

## キ その他

- (ア) 各事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、各スポーツ種目において十分な経験及び実績を持つアスリート（元選手含む）を講師・指導者として確保し、発注者の了解を得ること。
- (イ) 事故等の防止など安全管理には万全を期すこと。各事業を行うにあたっては、スポーツ安全保険等に加入すること。各事業における事故・損害等（自然災害を含む）の対応については、受注者において行うこと。事故等発生時の対応体制、発注者への連絡体制を整備し、提出すること。

## 6 事業の運営について

各事業が円滑に実施されるよう運営全般に配慮すること。

- (1) 各事業に必要な資材の調達、運搬を行うこと。また、施設管理者と十分に協議すること。
- (2) 実施計画書（事業内容、全体スケジュール等）、実施マニュアル等必要な資料を作成のうえ提出すること。
  - ・関係者説明会に要する資料
  - ・イベント等の進行に要する資料
  - ・製作、設営物に要する資料
  - ・各イベント開催当日の会場記録写真資料
  - ・搬入出、設営撤去マニュアル
  - ・危機管理対応マニュアル
  - ・その他、実行委員会が必要と認める資料
- (3) 実行委員会事務局やコンテンツホルダーとの調整のほか、イベント全体の問合せや参加者の募集等の手続き（申込、受付対応、当落通知等）など、個々のイベントの運営を円滑に行うための運営事務局を必要に応じて設置すること。
- (4) 関係機関との連絡会議や主要な会議には、原則として、実行委員会事務局とともに同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。
- (5) 各イベントの広報に係る以下の業務を行うこと。
  - ア OSG ホームページや SNS による情報発信は舞洲スポーツ振興事業実行委員会事務局運営関連業務委託受託事業者が行うため、円滑に連携を図ること。また、概ね 2 カ月前にはイベント開催の告知ができるよう、イベントの企画・各種調整を行うこと。
  - イ 上記以外の広報（チラシ・ポスターの作成、配架など）、パブリシティ業務を効果的・計画的に行うこと。
- (6) 使用許可等が必要な場合は、それらの申請資料の作成及び催物開催届等、イベントの実施に必要な資料を作成すること。

(7) 会場設営及び搬入出に係る以下の業務を行うこと。

ア 搬入出・設営計画の策定及び実施

- (ア) 設営撤去を安全にかつ時間内に完了させるための方策を十分検討するとともに、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討すること。
- (イ) 事業開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討すること。
- (ウ) 荒天などによりイベント当日又は事前に中止を決定する必要がある場合、その判断基準、対策について検討すること。
- (エ) ゴミ収集計画を検討すること。
- (オ) 当該イベント参加者及び当該会場に来場された方にのぼり、ポスター等を活用して、本事業のイベントであることをPRすること。
- (カ) 会場設営等について、誰もが参加しやすいバリアフリーの対応をすること。

イ 関係機関との調整・協議等への同席

関係機関との連絡調整・協議には、原則として実行委員会事務局とともに同席すること。

ウ IP無線の調達（必要に応じて）

エ 各種舞台・ステージ等の設営・撤去、運営等

各会場で実施するイベントの舞台・ステージ等の設営及び運営を行うこと。なお、それらの舞台・ステージにおいては、運営に必要な資材(運営スタッフ含む)等についても準備すること。

(8) 次のとおり、イベントの記録写真撮影等を行うこと。

ア デジタルカメラで記録写真（イベント準備、受付、実施中の様子、交通規制解除前・解除時の状況、警備員の配置時、搬入出時の状況・交通規制後のイベント会場周辺の状況、資機材の配置及び撤去等含む）を撮影すること。

イ 撮影した写真は、電子データとして保存し、後日、発注者へ提出すること。

(9) 次のとおり、参加者数、事業費などのとりまとめ及び本事業のアンケート等効果測定を行うこと。

ア 来場者数をカウントするよう計画すること。なお、カウント方法は、事前に実行委員会事務局と調整すること。

イ 各イベント実施後、速やかにイベント実施事業者に対して事業費等を確認し、取りまとめを行うこと。

ウ 「来場者向けアンケート」を作成・実施・集計業務を行うこと。アンケートの作成については実行委員会事務局と必ず協議すること。配布・回収にあたっては、その方法についてイベント実施事業者と事前に調整し、調査員を配置するなど回収率の向上を図ること。

- エ アンケート結果は、各イベント実施後、速やかに発注者あてに提出すること。
- オ 事業実施による効果等の調査・分析を行い、報告書を提出すること。調査・分析の方法等については、実行委員会事務局と必ず協議すること。
- (10) 各イベントの実施にあたっては、必要に応じて救護所の設置、看護師 1 名以上を配置するなど急病人、負傷者等の救護体制を整え、万全を期すこと。体制等については会場の施設管理者等と十分調整するとともに、救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を提出すること。
- (11) 会場内のゴミ処理については、各会場の管理者と事前に協議の上、対応すること。
- (12) 施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等に加入すること。
- (13) 次のとおり、警備計画の作成、実施すること。
- ア 来場者の安全を最優先に、各イベントの運営に支障のない警備計画を作成し、その計画に基づき警備を実施すること。
- イ 各会場における適切な交通誘導・必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定すること。
- (14) 経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（5年間）し、発注者からの請求があった場合、速やかに提出すること。
- (15) 各事業の終了後は、発注者へ業務報告を行うこと。
- また、本業務がすべて完了した際は、各事業の実施内容や参加者数等を明記した業務報告書（業務収支報告書を含む）を提出すること。必要に応じて、発注者が中間報告や資料の要求、立ち入り検査を行うことがある。
- (16) 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱に関する特記事項に従い、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (17) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (18) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容が分かることを発注者に提出し、承諾を得るものとする。
- (19) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、同様とする。
- (20) 受注者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (21) 受注者の負担する経費は、全て当該委託料に含まれるものとする。
- (22) 契約の履行または不履行により発注者または第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- (23) 発注者が、必要に応じて現地に赴き、本事業の履行状況を確認するものとする。
- (24) その他、この仕様書に定めない事項については、受注者は発注者と協議のうえ、決定するものとする。

## 7 委託料の支払

委託料は業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、「キッズスポーツアカデミー」については、下表のとおりとし、下表以外の事業については、令和9年3月に検査のうえ、令和9年4月末日を請求期限とし、令和9年5月末日までに支払うこととする。

### キッズスポーツアカデミー

請求内容	検査月	請求期限	支払期限
第1回(令和8年8月22日)	令和8年9月	令和8年9月末日	令和8年10月末日
第2回(令和9年2月11日)	令和9年3月	令和9年3月末日	令和9年4月末日

## 8 その他

- (1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法・大阪市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 受注者は、この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) この仕様書のほか、公正な業務執行に関しては特記仕様書にて定める。
- (4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとする。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 公正な業務執行に関する特記仕様書

### (職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「コンプライアンス条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ書面で報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(大阪市個人情報保護条例の遵守)

第1条 「発注者」と「受注者」は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下条例という）の趣旨を踏まえ、条例の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。

## 附 則

1 発注者及び受注者は、この契約締結後に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の適用により課されることとなる消費税及び地方消費税額分については、契約金額を変更するものとする。